

郡山市図書館資料の再利用（リサイクル）に関する要綱

平成22年9月17日制定
[生涯学習部中央図書館]

（趣旨）

第1条 この要綱は、郡山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和40年郡山市条例第37号）第6条の規定に基づき、図書館において除籍された図書館資料（以下「リサイクル図書」という。）の有効活用を図り、もって、市民の読書活動に資するとともに、資源の保護及び再利用を目的として行うリサイクル図書を無償で譲与することについて必要な事項を定めるものとする。

（譲与対象者及び優先順位）

第2条 リサイクル図書の譲与を受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 郡山市が設置する施設
- (2) 図書館に団体貸出の登録をしている団体
- (3) 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をしている者
- (4) その他図書館の館長（以下「館長」という。）が特に認めたもの

2 リサイクル図書の譲与を受けることができるものの優先順位は、前項各号の順位による。

（譲与の冊数）

第3条 譲与するリサイクル図書の冊数は、同一年度内において、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に定めるもの 300冊以内
- (2) 前条第2号に定めるもの 100冊以内
- (3) 前条第3号に定めるもの 10冊以内
- (4) 前条第4号に定めるもの 館長が認める冊数

（譲与の手続き）

第4条 リサイクル図書の譲与を受けようとするときは、館長が指定する日時及び場所において郡山市図書館リサイクル図書譲与申込書兼受領書（別記様式）を館長に提出し、受領するものとする。

（遵守事項）

第5条 リサイクル図書の譲与を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 譲与を受けたリサイクル図書を売却する等営利目的に利用しないこと。
- (2) 第2条第1号、第2号又は第4号（施設及び団体に限る。）に掲げるものにあつては、読書活動以外の用途に供しないこと。
- (3) 第2条第3号及び第4号（個人に限る。）に掲げるものにあつては、個人の読書以外の目的に使用しないこと。

（リサイクル図書の返還等）

第6条 館長は、前条各号に掲げる事項に違反したものに対しては、譲与したリサイクル図書の返還を求めるとともに、以降の譲与は行わないことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

平成 年 月 日

郡山市図書館リサイクル図書譲与申込書兼受領書

郡山市図書館長

申込者（代表者）氏名 _____

住所（所在地） _____

施設または団体の名称 _____

電話番号（ ） -

郡山市図書館資料の再利用（リサイクル）に関する要綱第4条の規定により、下記のとおりリサイクル図書等の譲与を申し込みます。

記

1 図書等の種別及び冊数

図書	冊
雑誌	冊
その他	冊
合計	冊

2 遵守事項

- (1) 譲与を受けたリサイクル図書を売却する等営利目的に利用しないこと。
- (2) 譲与を受けた施設又は団体にあつては読書活動以外の用途に供しないこと。
- (3) 譲与を受けた個人は、個人の読書以外の目的に使用しないこと。